

東洋史懇話会会則（一九八一年四月四日発効）

（二〇一四年三月二二日修正）

第一条 本会は早稲田大学東洋史懇話会と称する。

第二条 本会は東洋史学の研究と会員相互の学術・交流を目的とする。

第三条 本会は左の会員をもって組織する。

- 一 早稲田大学東洋史学関係教員
- 二 早稲田大学大学院文学研究科旧史学専攻（東洋史）・東洋史学コース修了者・中途退学者及び在籍者
- 三 早稲田大学旧第一文学部東洋史学専攻・文学部アジア史コース・大学院文学研究科アジア地域文化学コース卒業者及び在籍者の有志
- 四 本会の目的に賛同する者

第四条 本会は左の役員を置き任期は二ヵ年とする。但し重任を妨げない。

- 一 会長一名、副会長一名を置き、総会の議を経て推薦し、本会を代表せしめる。
- 二 会長の嘱任により理事若干名を置き、更に常務理事若干名を互選する。
- 三 常務理事は運営委員会を組織し、編集庶務会計等の会務を行う。
- 四 監事を置き、会計を監査せしめる。

第五条 本会は左の事業を行う。

- 一 年一回の総会を開き研究発表講演を行う。
- 二 適宜例会を開き、研究発表を行う。
- 三 雑誌『史滴』を発行する。
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第六条 会員は総会によって決められた会費を納める。

第七条 三月三一日をもって会計年度とする。

第八条 本会の事務所を早稲田大学文学部アジア史・東洋史学コース室に置く。

第九条 本会則の変更は総会の決議による。

第十条 会費を三〇〇〇円とする。

第十一条 会員は、会費の納入を二年分怠り、督促の上納入が無ければ雑誌の送付を停止する。さらに一年間会費の納入がなければ、会員の資格を喪失する。

第十二条 海外会員は機関会員とする

第十三条 会員は、退会届を事務所に提出し、任意に退会することができる。また、会員が次の各項のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- 一 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- 二 会費を三年間納入しないとき

第十四条 在外日本人会員は休会扱いとする。休会とは会費の納入延期が認められたものである。

附則

本会則は平成二十六年三月二二日をもって発効する。

以上

参考：会則は一九八二年の『史滴』第三号に掲載されている。

参考：一九九二年三月二一日の理事会で審議され、総会で改定される前の旧第四条

旧第四条 本会は左の役員を置き任期は二ヵ年とする。但し重任を妨げない。

- 一 会長一名、副会長二名を置き、総会の議を経て推薦し、本会を代表せしめる。
- 二 会長の嘱任により理事若干名を置き、更に常務理事若干名を互選し編集庶務会計等の会務を理めしむ。
- 三 監事二名を置き、会計を監査せしめる。

※この時の改定による主要変更点は以下の通り

- 1、副会長を二名から一名にする。
- 2、常務理事のもとに運営委員会を組織して会務を行う。
- 3、新たに商議員を置く。

参考：二〇一四年三月二二日の理事会で審議され、総会で改定される前の旧第三条・第四条・第八条。

旧第三条

本会は左の会員をもって組織する。

- 一 早稲田大学東洋史学関係教員
- 二 早稲田大学大学院文学研究科史学専攻（東洋史）修了者・中途退学者及び在籍者
- 三 早稲田大学第一文学部東洋史学専攻卒業者及び在籍者の有志
- 四 本会の目的に賛同する者

旧第四条 本会は左の役員を置き任期は二ヵ年とする。但し重任を妨げない。

- 一 会長一名、副会長一名を置き、総会の議を経て推薦し、本会を代表せしめる。
- 二 会長の嘱任により理事若干名を置き、更に常務理事若干名を互選する。
- 三 常務理事は運営委員会を組織し、編集庶務会計等の会務を行う。
- 四 理事会の推薦により商議員を置き、本会を補佐せしめる。
- 五 監事二名を置き、会計を監査せしめる。

旧第八条 本会の事務所を早稲田大学文学部東洋史研究室に置く。

※この時の改定による主要変更点は以下の通り

- 一、コース名・コース室名の変更。
- 二、商議員項目の削除。
- 三、監事の人数を削除。
- 四、会費・退会・休会・機関会員規定の追加。

以上